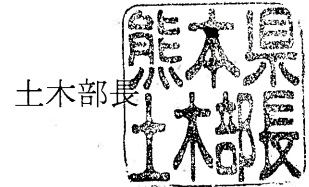




土技第155号
平成26年6月17日

熊本県建設産業連合会 様



建設廃棄物の適正処理について

平成23年4月1日から施行された改正廃棄物処理法（以下、廃掃法）により、廃棄物の排出業者による適正処理を一層強化するため、建設廃棄物の処理責任が排出事業者である元請負人であることが明確にされており、建設廃棄物のうち、コンクリート塊やアスファルト塊については、廃掃法に基づき、適切に処理されているところです。

つきましては、別紙「建設廃棄物の適正処理に関するお願い」を参考に、型枠の端材や塗料の空缶などの建設廃棄物についても、コンクリート塊やアスファルト塊と同様に、元請負人の責任において適切に処理されるよう、貴団体傘下の建設企業・団体に御理解と適切な対応を図られたく、周知徹底をお願いします。

なお、機関誌への掲載などについても御配慮をお願いします。

土木技術管理課 技術指導班
坂本 鳥井
電話 096-333-2491（直通）
内線(6055)

建設廃棄物の適正処理に関するお願い

◆建設廃棄物の処理責任者は、元請負人

平成23年4月1日から改正廃棄物処理法（廃掃法）が施行され、廃棄物の排出事業者による適正処理を一層強化するため、建設廃棄物の処理責任が排出事業者（元請負人）であることが明確にされています。（廃掃法第3条、法21条の3）

●型枠の端材、塗料の空缶等の下請負人による持ち帰りは厳禁。!!

建設廃棄物は、元請負人が自ら処理するか、許可業者に処理委託をしなければなりません。型枠の端材等で再使用できないものは、廃棄物となります。

※下請負人が廃棄物収集運搬業の許可業者であり、元請負人との処理契約に基づいて廃棄物の運搬をすることはOKです。

※公共工事において、型枠の端材等の処理費については、諸経費に含まれております。

◆廃棄物処理費用等に係る費用負担区分は、見積条件として明示を行ってください。

元請負人は、建設業法第20条第3項の規定により、工事内容等を下請負人に提示しなければなりません。具体的には、建設業法令遵守ガイドラインで「工事内容」に関し、最低限明示すべき事項として、

- ① 工事名称
 - ② 施工場所
 - ③ 設計図書（数量等を含む）
 - ④ 下請工事の責任施工範囲
 - ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
 - ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
 - ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
 - ⑧ 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
- が挙げられています。

●見積条件への明示及び契約書面への記載のない廃棄物処理費用を下請負人の合意を得ずに、協力金名目に下請負人に負担させることは建設業法違反!!

下請代金の支払に関して発生する諸費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、その内容や差引額の算定根拠等について、元請負人と下請負人双方の合意が必要であり、適正な手続きに基づかない赤伝処理は、建設業法に違反する恐れがあります。

※建設リサイクル法第13条でも、建設副産物の再資源化に関する費用を契約書面に明示することを義務付けています。

※赤伝処理：下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為。